

事務連絡  
平成30年7月9日

都道府県  
各指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う  
保育所等の人員基準の取扱いについて

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴い、被災地域における保育所等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」（平成30年7月7日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課・厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課・厚生労働省老健局総務課連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

被災地域への保育士等の派遣等の措置を講じたことに伴い、派遣元の保育所等において、保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で御配慮いただきますよう、関係市町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。